令和６年度介護報酬改定に伴う山武市基準条例の改正について

（居宅介護支援・介護予防支援）

介護保険制度のもとで実施する各種サービスは、厚生労働省令で定める基準に基づいて山武市が条例を制定し、当該条例において運用しています。今般、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第16号）が、令和６年４月１日より改正施行されたことに伴い、以下の山武市基準条例の一部改正を行い、令和６年４月１日に施行となりました。

1. 改正条例
   1. 山武市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成 30年９月27日条例第29号。以下「居宅介護支援条例」という。）
   2. 山武市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年

３月16日条例第３号。以下「介護予防支援条例」という。）

※市条例は、市ホームページの山武市例規集から閲覧できます。

1. 主な改正内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 項目 | 改正の内容 |
| 1 | ケアマネジャー１人当たりの取扱件数 | 指定居宅サービス事業所ごとに１以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直す。   1. 要介護者の数に、要支援者の数に１/３を乗じた数を加えた数が４４以下であれば必要なケアマネジャーの員数は１とし、４４の倍数ごとに１ずつ増すこととする。 2. 指定居宅介護支援事業所と指定居宅サービス事業所間において、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合、要介護者の数に要支援者の数に１/３を乗じた数を加えた数が４９以下であれば必要なケアマネジャーの員数は１とし、４９の倍数ごとに１ずつ増すこととする。   ●居宅介護支援条例第５条（従業者の員数） |
| ２ | 介護予防支援の円滑な実施 | ア 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置  ・ 事業所ごとに１以上の員数の介護支援専門員を置かなけれ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | ばならないこと。  ・ 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。（ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。）  ・ 管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を  除き、専らその職務に従事する者でなければならないこと。  ○介護予防支援条例第３条（従業者の員数）、第４条（管理者）  イ 市に対する情報提供  指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市に情報提供することとする。  ○介護予防支援条例第31条（指定介護予防支援の具体的取扱方針） |
| ３ | 管理者の兼務範囲の明確化 | 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないこととする。  ●居宅介護支援条例第６条（管理者） |
| ４ | 公正中立性の確保のための取組の見直し（努力義務への緩和） | 次の内容について利用者に説明し、理解を得るよう努めなければならないこととする。  ・前６か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合  ・前６か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合  ●居宅介護支援条例第７条（内容及び手続の説明及び同意） |
| ５ | 身体的拘束等の適正化の推進 | 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。  また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならない。  ●居宅介護支援条例第６条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）  ○介護予防支援条例第31条第（指定介護予防支援の具体的取扱方針） |
| ６ | 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング | 次に掲げる要件を設けた上で、少なくとも２月に１回（介護予防支援の場合は、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月ごとの期間について、少なくとも２期間に１回）、利用者の居宅を訪問しモニタリングを行うことを可能とする。また、利用者の居宅を訪問しない月は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うこととする。   1. 利用者の同意を得ること。 2. サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。   ・ 利用者の心身の状況が安定していること。  ・ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。  ・ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。  ●居宅介護支援条例第16条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）  ○介護予防支援条例第31条（指定介護予防支援の具体的取扱方針） |
| ７ | 「書面掲示」規制の見直し | 運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することとする。  ※施行期日は、令和７年４月１日となります。  ●居宅介護支援条例第 25条（掲示）  ○介護予防支援条例第 22条（掲示） |

1. 令和５年度末で経過措置期間が終了する令和３年度報酬改定における改正事項について

令和３年度介護報酬改定において、下記の改定事項については、３年間の経過措置を経て、令和６年４月１日より義務づけられました。市内指定居宅介護支援事業所におきましては、改めてご確認いただき適切な事業運営の実施に努めていただきますようお願いいたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項番 | 項目 | 改正の内容 | 備考 |
| １ | 感染症対策の強化 | 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を介護支援専門員に対して周知するとともに、指針を整備すること。また、研修及び訓練を定期的に実施すること。 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２ | 業務継続に向けた取組の強化 | 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、介護支援専門員に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。 | 計画未策定の場合、介護報酬の減算（令和７年４月  ～） |
| ３ | 高齢者虐待防止の推進 | 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について介護支援専門員に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的に実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。 | 虐待防止措置未実施の場合、介護報酬の減算 |